

公 示

鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請について	・・・ 2
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ヤナセ)	・・・ 4

公 示

鉄道事業法施行規則第72条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取を申請しようとするときは、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年11月9日

関東運輸局長 勝山 潔

○普通鉄道事業

事案番号 5鉄公第3号

申請者 株式会社舞浜リゾートライン

事案の内容

1. 適用路線 ディズニーリゾートライン 5.0キロ

2. 設定しようとする事項

普通旅客運賃及び定期旅客運賃（別紙のとおり）

別紙

(1) 普通旅客運賃

現 行		申 請	
均一制	260円	均一制	300円

(2) 定期旅客運賃

○通勤定期旅客運賃（1ヶ月）

現 行		申 請	
均一制	7,850円	均一制	9,000円

○通学定期旅客運賃（1ヶ月）

現 行		申 請	
均一制	4,720円	均一制	5,400円

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社ヤナセ
代表取締役 吉田 多孝
東京都港区芝浦一丁目6番38号
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
株式会社ヤナセ 熊谷支店
埼玉県熊谷市広瀬153番地
認証番号 第4-961号
指定番号 関東指第4-1745号
4. 期 日
令和5年11月20日（月）10時00分
5. 場 所
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由
道路運送車両法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第100条第1項及び同法第100条第2項の規定違反

令和5年11月6日

関東運輸局長
勝山 潔